

219. 和琴と箏(わごととそうのこと)

1. はじめに

和琴という楽器がある。古事類苑(楽舞部)によれば、祭祀の場で多く用いられたこの楽器は、「神琴」の別名を持つ我国固有の弦楽器だという。

一方、この和琴とは別に箏という弦楽器も存在するが、こちらの弦楽器は、奈良時代に大陸より伝来したものであり、現在、琴といえはこの箏を示すように我々の日常生活において一般化している。

今回は、この同じ弦楽器に属する和琴と箏の歴史的展開に焦点をあて、両者の今日的盛衰の原因を探ってみることとしたい。

2. 文献、絵巻物に表れた和琴と箏

和琴と箏を比較した場合、最も目だつのが両者の形態の違いであるが、中でも最も大きい違いは両者の有する弦数の違いにあるといえる。(図1)

板作りの琴などに代表される上代の琴を除外し、奈良時代以降の和琴と箏とを比較した場合、和琴の弦数は5本、箏は13本を数える。また、当然ながら両者の弦数の違いは、両者の持つ音色なり音域などの差に結び付けて捉えることができる。

表1および表2は、文献ならびに絵巻物に記され、描かれた和琴、箏の演奏事例を略記したものであるが、これを見ると両者は全くといっていいほど異なった面を持つ弦楽器であることが判る。

第1に異なる点は演奏者の違いである。則ち、和琴は神功皇后例をのぞけば皆、男性が奏者となっている。

この点は、各地の古墳で出土している「埴輪弾琴像」における奏者が皆男性を表現していることから肯首できる。しかも、表1に表れた和琴の奏者に、天皇の演奏例が多いことは和琴の性格を考える上で注目に値しよう。

一方、箏の演奏者は絵巻物に描かれた場面を検討すれば明らかのように、ほとんどが女性であり、『體源抄』に記されている両者の奏者系図にもこの関係は、如実に表れている。(表3・4)

加えて絵巻物に表現された箏の多くは、女性の居住空間にて演奏もしくは保管されており、以上の点から

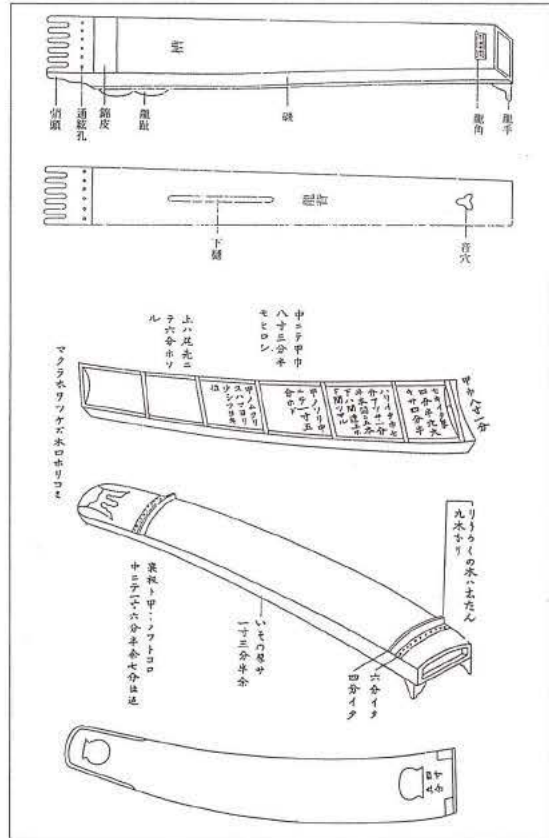


図1 和琴(上)と箏(下)

箏は女性と極めて緊密な関係があることが指摘できる。強いていえば「和琴=男性の楽器」、「箏=女性の楽器」という図式が考えられなくもない。

第2に異なる点は、両者の奏られた場面の違いにある。則ち、和琴は、鎮魂祭、新・大嘗祭、或いは神託を得るといった、公的でしかも政治的色彩の強い場面での使用が目だつてに対し、箏は、どちらかと言えば私的な饗宴での使用が多いことが看取できる。

第3の相違点は、それぞれの演奏された時代である和琴においては、記録的には仲哀天皇〜鎌倉時代の長きにおよぶが、上代を除外してみるならばおおそ奈良〜平安時代初期、とくに限定するならば平安時代初頭前後に集中する傾向が窺える。これに対して、箏は、平安時代中期以降に演奏記録が集中する傾向が指摘できるのである。

文献名	日本書紀	延喜式十四 縫殿	同二十八 隼人	江家次第第十 十二月	古今著聞集 六管弦歌舞	體源抄八	楽家録七 和琴
彈奏者名	武内宿弥 神功皇后	允恭天皇			醍醐天皇	左大臣貞信	重明親王
彈奏年	仲哀九年三月	允恭七年十二月			延長四年正月十八日 延長七年三月二十 六日	承平二年十一月 同三年二月十七日	寬永年中 天慶九年十一月十 八日
内容	三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親為神主、則命武内宿弥令撫琴。中略、若欲得寶國耶將現授之、琴將來以進皇后、則随神言、而皇后撫琴。	七年十二月壬申朔、饗于新屋、天皇親之撫琴、皇后起舞。	鎮魂齋服新嘗會同用之神祇伯已下、彈琴已上十 三人 凡踐、大嘗日、中略悠紀入官人彈琴、吹笛、擊 百子、拍手、歌、舞人等。	鎮魂祭、次神祇雅奏、次御坐衝字氣、神琴師彈 和琴、衝字氣補奏儀也	延長四年正月十八日、内裏にて、梅花宴あり、 中略主上（醍醐天皇）和琴をひかせおわしまし ける。	承平二年十一月神遊、左大臣彈和琴。 承平三年二月十七日、竿御遊記二日ク、長明親 王彈琴、左大臣撫和琴。	仰和琴本朝所製、而非中華樂器、古者御遊之時 必用之、其後久断絶、寬永年中、於院御所被用 之、中略而其後亦不被用之、想搔鳴之法同于琵琶 也、故如琵琶之助聲不分明、是以被除之乎。

表1 和琴彈奏例

以上、文献或いは絵巻物といった歴史資料に表れた和琴、箏の状況を通して両者の違いについて略記したが、次に奈良時代以降の社会的動向、特に雅楽の動向と関連づけて両者をみていこう。

3. 和琴と箏と雅楽の動向

箏が我国に伝来した時期は不明であるが、天平勝宝8年の東大寺献物帳にはその名が見えることから、恐らく遣隋使、遣唐使による大陸との交流の中で摂取した伎楽や唐楽といった東洋楽的芸能の演奏楽器として渡来したものと考えられる。

一方、我国にはこの東洋的芸能とは別に、本邦固有の芸能が存在するが、これらは記紀等の文献にみられる国檜奏や楯伏舞、或いは形象埴輪中に認められる埴輪芸能などに代表される土着芸能の類である。

このように我国の律令体制前夜に於いては、異なる二種の芸能が存在するわけだが、両者は律令体制の確立のなかで、雅楽というかたちで融合、整備されてい

く。

その動きは、天平勝宝4年に行われた東大寺大仏開眼供養で頂点にいたるものの、この後、天平8年には雅楽寮のもと掌握されていた本邦固有の土着芸能が歌舞所の設置により独立化の傾向を示していく。また、その後の律令体制の動揺は雅楽寮においても使用楽器の制限、人員削減を伴い、次第に雅楽寮としての機能も有名無実化していく結果となり、それまで重要な政治手段であった雅楽も宮廷歌舞へと変貌を余儀なくされ、ついには遣唐使廃止による国風文化展開の中で、貴族社会に溶け込んでいくこととなった。

この国家統制された雅楽が、律令体制の崩壊により次第に貴族社会の私的歌舞へと変貌していく過程は、先に述べた、和琴と箏の彈奏例に認められる差異に極めて正確に反映していると考えられる。

それは、律令体制から撰閣政治体制へと政治体制が変化、移行していく中で、それまで国家への服属を表

隆房卿艶詞絵巻	紫式部日記絵詞	狭衣物語絵巻	直幹申文絵詞	寝覚物語絵巻	春日権現験記	一邇上人絵伝	餓鬼草紙	住吉物語絵巻	華厳宗祖師絵伝	伊勢新名所絵歌合	男衾三郎絵詞	年中行事絵巻	源氏物語絵巻	絵巻名称	
	紫式部	左衛門督		梅壺女御	巫女			住吉姫君	僧				橋姫 光源氏	奏者	
	女	男	(女)	女	(女)		女	女	男	(女)	(女)	女	男 女	性別	
殿上間(和琴)	私邸	清涼殿	私邸・ (羅災場面、女房 装束と共に搬出)	私邸	邸内(女性の居間)	私邸 ・宴席	私邸 ・宴席	私邸(女性の居間)	路上	私邸(女性の居間)	私邸(女性の居間)	宮廷内 ・舞楽	屋外 ・宴席	私邸(橋姫の部屋) ・宴席	(弹奏)場所・絵巻場面
		横笛、琵琶、笙、 和琴		和琴	鼓	鼓、摺鉦	鼓、拍子木	琵琶	笙、笛	琵琶、笙、笛	琵琶	琵琶、方響	横笛 笙、ひちりき	同伴楽器	
十三世紀	十三世紀	十三世紀	十三世紀	十二世紀	十四世紀	十三世紀	十二世紀	十三世紀	十四世紀	十三世紀	十四世紀	十二世紀	十二世紀	製作年代	

表2 絵巻物にみる弹奏例

現していた国檜奏、楯伏舞等の土着芸能は、律令制確立時においては、体制確立にかかる儀礼として重要な意義をもっていたものの、安定、そして崩壊期を迎え、新政治体制確立の渦中で、上記の儀礼的芸能は形骸化していくこととなり、その過程に於いて主な使用楽器であった和琴も、衰退に至ったものと考えられる。

一方、箏についていえば、遣唐使廃止以降、それまで摂取された大陸文化が咀嚼され、国風文化が開花していく中、先述した私的歌舞が成立していく状況において使用楽器も大きく変化、且つ一般化していったことは容易に想像できることであり、ここに、和琴の衰退と箏の普及という、両者の今日的在り方の遠因を認めることができるのではなからうか。

無論、両者の楽器としての性能の違いという点も大きく影響していると考えられる。

すなわち、冒頭、両者の形態的差異にて述べたように、演奏法的にみた場合、和琴は箏に比べ弦数が少ないため、音域や音種が劣っていること、また、実際の演奏時において和琴は、主として曲の調子を整えるため部分的な使用に用いられているのに対し、箏は曲の伴奏に多く用いられていること、これら両者の楽器としての性能差、あるいは、使用時の奏法の違いが貴族の私的演奏の場面に於いて、和琴は取扱いの難しい弦楽器として認識、敬遠されたことも想像に難くない。

以上、和琴と箏という、似て非なる弦楽器二種の今日的盛衰状況に付いて、文献に表れた両者の弹奏場面、

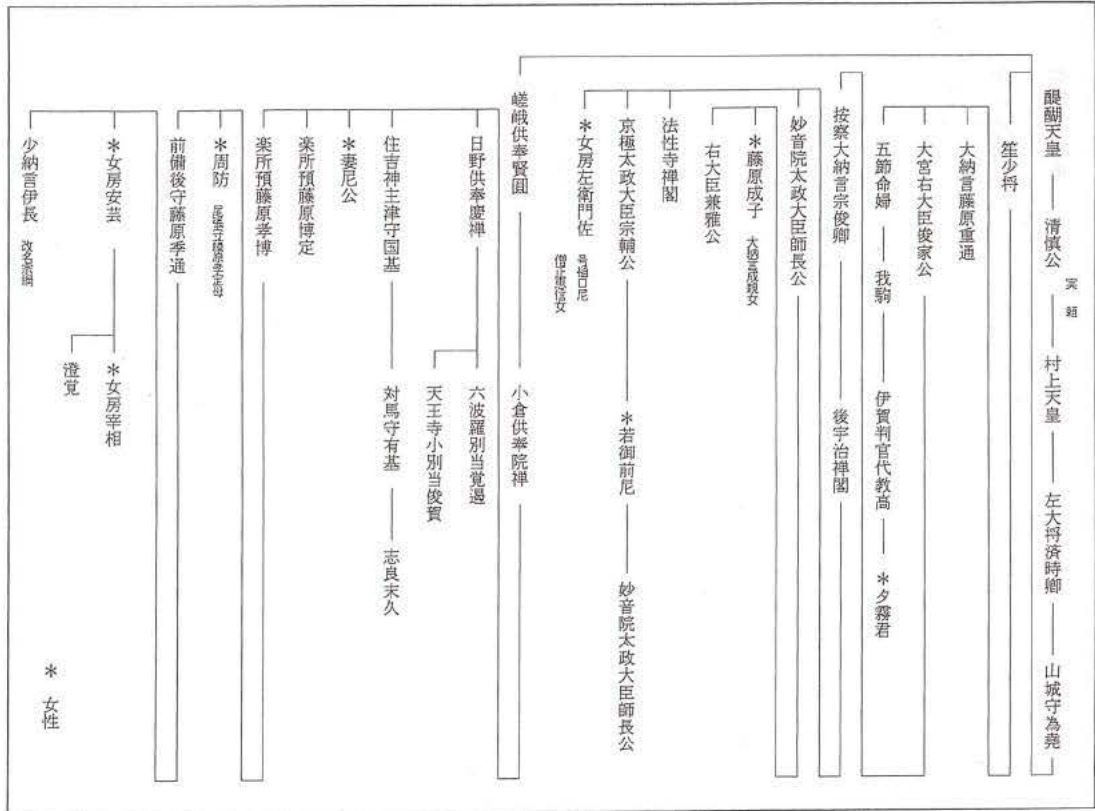


表3 箏奏者系図

或いは社会状況を通して若干の考察を試みた。

今回の考察を通して、和琴と箏の今日における対象的な状況が、すでに奈良、平安時代前半には発生することを確認したが、それは、あたかも和琴が古代国家の盛衰を具現化し、或いは、箏が古代国家より新たな時代の到来を奏でる楽器のようであり、両者の存在は、まさに時代の交替を象徴しているかのようである。

(小宮猛幸)

参考文献

- 『日本芸能史』 芸能史研究会編
- 『古事類苑』 楽舞部
- 『日本絵巻大成』 中央公論社
- 『講座 日本の古代信仰』 5 学生社
- 『古代の日本』 2 角川書店
- 『埴輪の楽器』 宮崎まゆみ

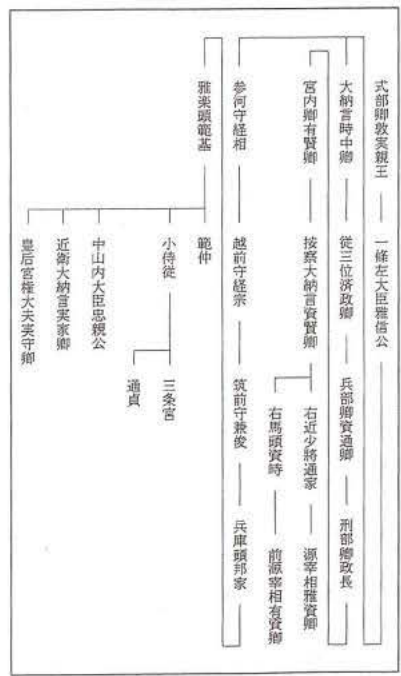


表4 和琴奏者系図